



自治基本条例と運用推進委員会

2020.08.04

埼玉大学大学院 人文社会科学研究科

教授 斎藤友之



01

自治基本条例とは

決定権の欠落 多様な定義、憲法との比較、意味、条例化する意義

02

県内の制定状況

制定数、内容、特徴

03

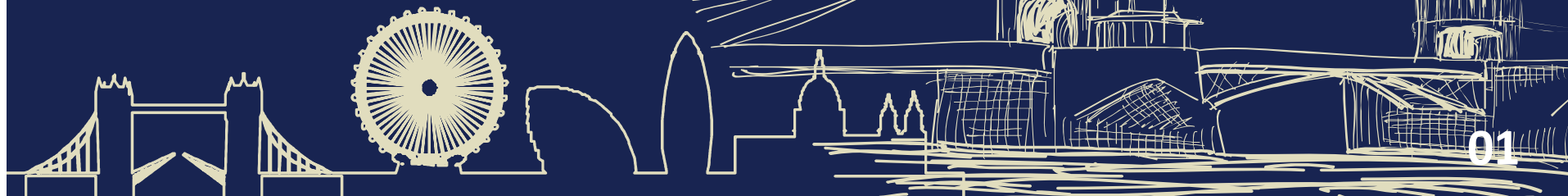
自治基本条例の意義

最高規範性の根拠づけの意義、自治の実践的な意義

04

答申と若干の提言

これまでの答申、生かす仕組みの工夫、われわれ意識の涵養





01

自治基本条例とは



01

市政運営の基本原則を明らかにすると共に、市民の権利及び責務並びに市政への参画及び協働に関する基本的事項を定めた条例（久喜市）



02

自治の基本理念及び基本原則を明らかにすると共に、市民等の権利、責務及び役割、市の役割及び責務並びに市政運営の基本的事項を定めた最高規範の条例（所沢市）



03

私たち市民が市政の主人公～議会、議員及び市長～役割に基づき～市政運営を行い、私たちが幸せに暮らせる地域社会を実現するため、本市の最高規範（川口市）



04

最高規範＝自治体の憲法



憲法



A国の活動

- ・・・税の徴収、社会福祉など

①役割

- ・・・権力の乱用防止
- ・ 基本的人権の保障
- ・ 権力分立

B国民が国を作る

- ・・・選挙、市民参加

②役割

- ・・・権力への参加を促す
- ・ 選挙権、被選挙権の保障
- ・ 政治への関心を喚起



自治基本条例



C市の活動

- ・・・税の徴収、社会福祉など

①役割

- ・・・権力の乱用防止
- ・ 市民の権利の保障
- ・ 権力分立

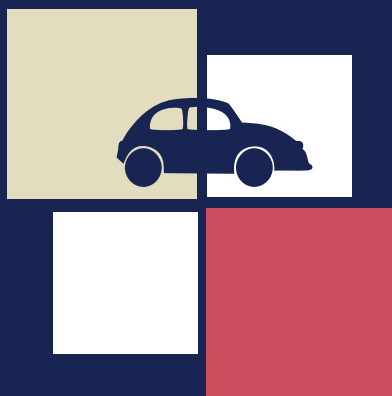
D市民が市を作る

- ・・・選挙、市民参加、協働

②役割

- ・・・権力への参加を促す
- ・ 市民参加、協働の保障
- ・ 市政への関心を喚起





- 自治体運営の基本的事項を定める条例
- 政策立案と決定の接続（=住民自治を行使するためのルール（役割）、ルール（制度）、ツール（手段）を明確化）

ルール：自治体の目指すべき自治の姿やまちづくりを理念的に規定

ルール：自治まちづくりに関わる主体の位置づけや責務や関係、他との関係を規定

ツール：自治やまちづくりの住民の参加方式や手続き、具体的な政策分野に係る指針を規定



法的効力よりも政治的効力、
行為規範の形成などを期待！

自治体で制定できる最高の規
範→自治体の最高の意見表明

最上位の法規



尊重化

政策案等の公表・検討、審
議・議決、執行などの過程を
通じて尊重→地域の方や政策
等の体系的規範の形成

継続性

首長や議会の変更でも制度とし
て存続→自治原理として慣習化

群馬

埼玉

川口市



東京

神奈川



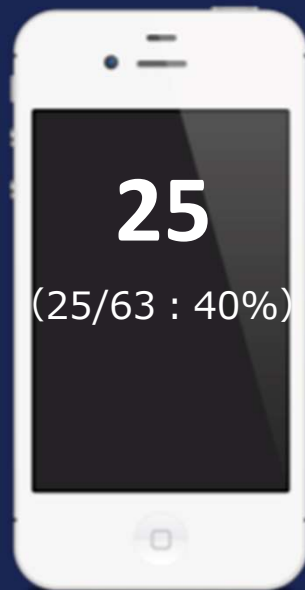
02



制定状況



ADD TITLE HERE



志木市 (13. 10.1)、鳩山町 (15.4.1)、富士見市 (16.4.1)、
入間市 (16.4.1)、草加市 (16.10.1)、秩父市 (17.5.24)、新
座市 (18.11.1)、熊谷市 (19.10.1)、美里町 (19.10.1)、宮代
町 (20.4.1)、川口市 (21.4.1)、越谷市 (21.6.19)、三郷市
(21.10.1)、北本市 (22.4.1)、春日部市 (22.4.1)、羽生市
(22.4.1)、八潮市 (23.7.1)、所沢市 (23.7.1)、白岡町
(23.10.1)、加須市 (23.10.5)、久喜市 (24.4.1)、鴻巣市
(24.10.1)、戸田市 (26.12.1)、ふじみ野市 (26.6.26)、杉戸
町 (27.7.1)

(NPO法人公共政策研究所等をもとに作成)



自治基本条例の内容



A 理念型

個性豊かなまち、開かれた自治体などの理念を明示



B 住民自治拡充型

参加、協働、事業提案、情報公開などの住民自治の仕組みを明示



C 政策指針型

具体的な政策の方向性を明示

- 県内では、A と B か、 B と C の内容で構成され、共通して B を重視
- 川口市は A と B の内容で構成



主な規定



自治体名	最高規範	確保の仕組	見直し	住民投票	コミュニ ティ	危機管理
久喜市	市	最大限尊重	委員会	○	○	×
加須市	市の基本理 念・原則	評価	委員会	×	○	○
所沢市	市	遵守、整合	委員会	○	○	○
三郷市	市	最大限尊重	必要なとき	○	○	○
北本市	市	最大限尊重	委員会	○	○	×
川口市	市	最大限に尊重、 整合	委員会	○	○	×
熊谷市	市の基本原 則	最大限尊重、誠 実に遵守	委員会	×	○	×
新座市	市	尊重	必要な措置	×	×	×
秩父市	市の基本理 念・原則	最大限尊重	市民参加	○	○	×
草加市	市	尊重	5年ごと	○	×	×
富士見市	市の自治の 基本となる 事項	最大限尊重	5年以内	○	×	×



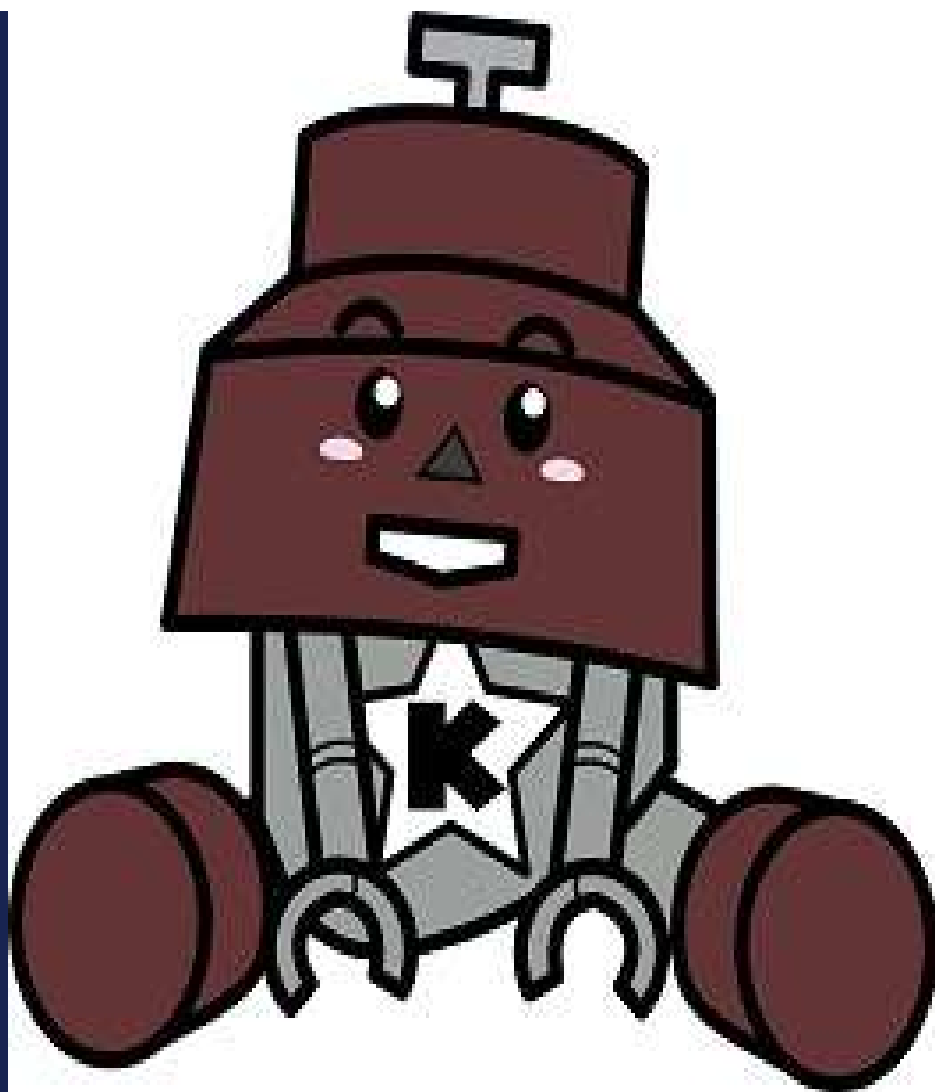
1 ほとんどが最高規範を明示し、最高規範を確保する仕組みとして、大半が最大限尊重、尊重、中にはさらに適合・整合も。

2 見直しでは、半数ほどが委員会など市民参加の組織を設置



3 ほとんどが住民投票を規定

4 半数がコミュニティ支援や危機管理を規定



03



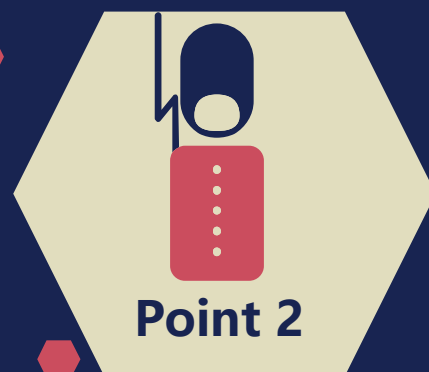
自治基本条例の意義



規範意識による優位性

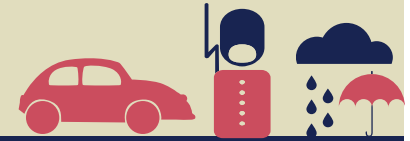
形式的効力が法に対して劣後するとしても、その規範内容に対する規範意識が他の規範に対して優位していれば、下位の規範に対して優越しうる。

(人権宣言や国連憲章などは、他の法規範に優位とされ、普遍的な最高規範性を持つ＝高い価値規範は、それより下位の価値規範に優位)



裁判規範の可能性

自治基本条例の内容が、住民の確固たる最高法規としての規範意識に支えられている場合には、それは実際的には法律に対しても優位性を持つ可能性を持つ。



住民自治を広げ、深める

「人は選挙の時だけ自由で、その後は奴隷となる」
(ルソー) ため、ストロングデモクラシーが重要

1

地域の個性を自覚し、伸ばし、育てる

地域事情に応じた人々の自発的な活動の促進 = 参加による自治の実践

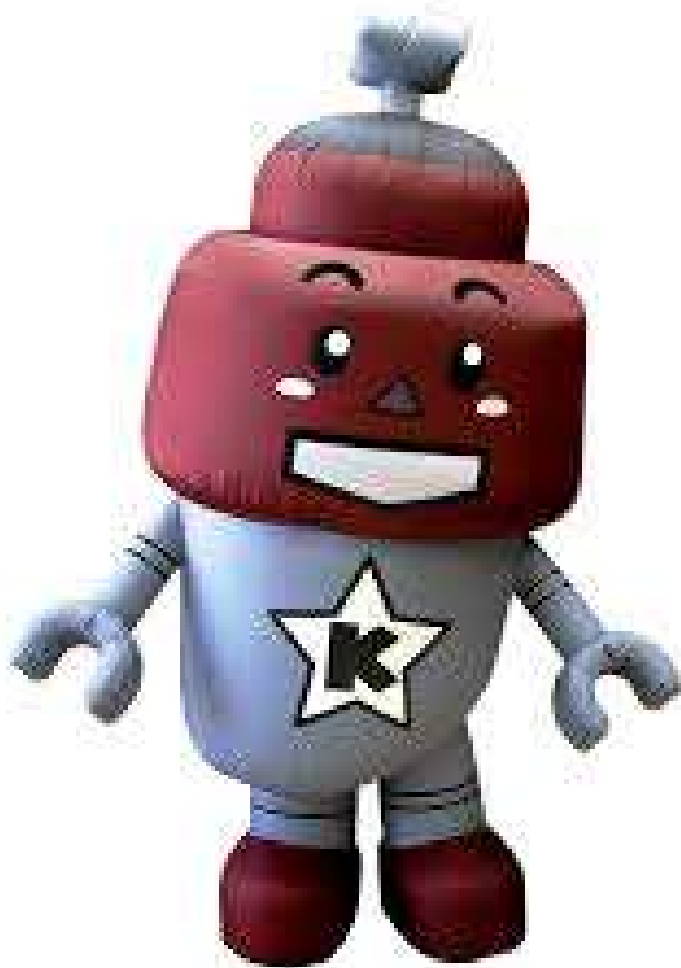
2

地域からの改革実践

人々の自発的な活動を通じた制度改革や社会問題へのシグナルの発信

3





04

答申と若干の提言



諮問・答申時

- ①第1回答申：平成21年12月4日
→平成22年11月26日
- ②第2回答申：平成21年12月4日
→平成23年11月22日
- ③第3回答申：平成21年12月4日
→平成24年11月22日
- ④第4回答申：平成24年12月26日
→平成26年7月14日
- ⑤第5回答申：平成27年12月22日
→令和元年7月17日

第1回答申

- ①平成21年4月1日に自治基本条例が施行され運用間もないため、諮問が基本条例の運用と啓発に設定
- ②運用は、個別条項と具体的施策との関係から審議
- ③啓発は、理念的で包括的な内容の条例であり、日常生活との関係が見えにくく、市民にとって理解しづらいため、具体的にどんな取り組みが必要かを検討
- ④この他、大きな論点として、市民の責務や市民としての自覚をどう促すかというテーマが浮上

これまでの答申②



第2回答申

- ①基本条例制定後間もないため、運用と啓発を継続審議
- ②基本条例の運用と啓発の両面にかかるテーマであり、具体的なものとして、町会・自治会を検討
- ③町会・自治会関連施策と基本条例の個別条項との関係で審議、問題点の特定とその改善策を答申
- ④併せて、10月1日に鳩ヶ谷市との合併が成立したことを受けて、自治基本条例の見直しが必要か否かについても審議

第3回答申

- ①諮問は前年度と同様に運用と啓発
- ②テーマは前年の東日本大震災の影響を受けて、危機管理に設定
- ③危機管理のうち、自然災害に限定し、問題点とその改善策を答申
- ④基本条例の運用には、市民の理解が不可欠なため、広報に限らず、広く市民に浸透させる取り組みをすることが課題であることが確認
- ⑤第1期からこれまでの委員会を通して、委員会の役割と体制の検討を答申に明記

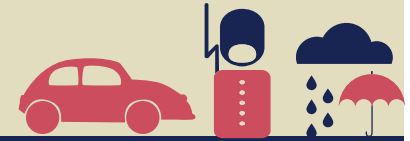


第4回答申

- ①諮問は基本条例の見直しの要否と本委員会のあり方の2本
- ②見直しでは、基本条例の体系が完成して日が浅いこと、特段変更を要する条項がないため、見直しの必要なしと答申
- ③委員会のあり方では、2年任期の委員の半数が交代することから引き起こされる非効率な審議を改善し、じっくり審議すること、諮問・会議運営の弾力化を図るため、任期を4年に統一することを答申
- ④委員会運用条例改正案を9月議会にかけるため、答申は7月に実施

第5回答申

- ①基本条例の見直しの要否（前回答申は委員会のあり方が中心であったこと、委員が4年任期となったこと、制定後一定の時間が経過することが明らかになったため）
- ②総合計画の策定手続きと内容、個別事業等の取り組み、協働条例・参加条例・投票条例の内容と実績を確認し、見直しの必要性がないことを答申
- ③ただし、次期委員会に、市民の定義、責務、条例の周知・啓発については検討してもらいたい旨の付帯事項を追加



生かす仕組みの工夫

- ①パトロール型からファイヤーアラーム型へ
- ②定点観測
- ③内部管理ツール

われわれ意識の涵養

- ①完璧な内容を目指すより、「わたしたちの憲法」だと受け入れられる工夫が重要
- ②Living Constitution（生きている憲法）の発想の重視し、理想的には慣習化





前文

何でまちづくりをするが。

みんなあにとって、「のうがえいまち」にしたいき。

なんかあったときに、ずっと助け合える関係でおりたいき。

このまちに住んじよって良かったと思えるようになりたいき。

市民も行政もまちづくりを進めたいと思いうう。

悩みを共有したいし、喜びも分かち合いたい。

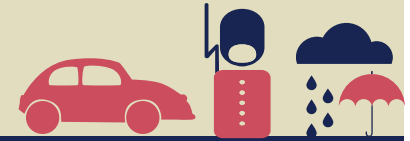
話をしたらみんなあ目指すところは一緒ながよ。

市民同士、市民と行政がうまいことつながったらえいねえ。

みんなあでまちづくりができるようになったらえいと思わん。

ほんで、この条例をきおうてつくったがよ。

どう、まちづくり一緒にやろうや。



(訳文)

なぜまちづくりをするのでしょうか。

みんなにとって、「居心地のいいまち」にしたいから。

何かあったときに、すぐに助け合える関係でありたいから。

このまちに住んでいて良かったと思えるようになりたいから。

市民も行政もまちづくりを進めたいと思っています。

悩みを共有したいし、喜びも分かち合いたい。

話をしたらみんな目指すところは同じなのです。

市民同士、市民と行政がうまくつながったらいいね。

みんなでまちづくりができるようになったらいいと思いませんか。

それで、この条例を想いをこめてつくりました。

さあ、まちづくりを一緒にやりましょう。

(高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例、H15.4.1施行)

